

土木施設小規模補修工事当番登録に関するQ and A

質問	回答
Q 1 募集の対象となる業者は。	A 1 令和7・8・9年度の長野県建設工事入札参加資格の該当業種を有している業者です。
Q 2 募集する業種は。	A 2 土木関係工事及び電気機械関係工事の2種類です。 土木関係工事では、包括民間委託（道路に加え河川、砂防等施設を含めた民間委託）への移行に伴い、募集を行わない区域があります。
Q 3 どの入札参加資格が必要ですか。	A 3 土木関係工事は「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」、電気機械関係工事は「電気」又は「電気通信」又は「機械器具設置」のいずれかの参加資格が必要です。 いずれも、格付は問いません。
Q 4 技術者・作業員の要件は支店・営業所に適用されますか。	A 4 迅速な対応をしていただくため、支店・営業所において3名以上在籍していることが必要です。
Q 5 申請できる建設事務所はどこですか。	A 5 土木関係工事は、応募する各建設事務所の管内に本店（本店扱いの認定者を含む）があることが必要です。 電気機械関係工事は、応募する各建設事務所の管内に本店（本店扱いの認定者を含む）又は建設業許可を受けている支店・営業所のあることが必要です。
Q 6 砂防事務所やダム管理事務所への申請は必要ですか。	A 6 建設事務所と重複していますので、建設事務所において当番表を作成します。ただし、仕事は、それぞれの事務所から依頼することができます。
Q 7 建設事務所の管内全ての区域を希望してよいですか。	A 7 緊急性の高い修繕工事に迅速に対応いただく必要があるため、事務所で決めた当番区域割図により、希望する区域を2つまで選定してください。 業者から遠い地域を選択した場合には、上記の趣旨から外れることとなりますので、事務所担当者から希望の変更を依頼する場合があります。

Q 8 「施工体制確認型契約方式による民間委託」の区域における河川、砂防、都市公園の各施設に関する補修工事への応募はどうなりますか。	A 8 包括民間委託（道路に加え、河川、砂防及び都市公園の各施設を含めた民間委託）で別途発注されている区域は、当番登録での募集は行いません。なお、道路業務のみ民間委託としている区域については、従前どおり当番登録に応募できます。 また、電気機械関係工事は包括民間委託に関係なく従来どおり応募できます。
Q 9 「施工体制確認型契約方式による民間委託」の参加表明区域と「土木施設小規模補修工事」の当番区域割は、どこで確認できますか。	A 9 各建設事務所のホームページで確認をお願いします。 不明な点につきましては、各建設事務所にご確認をお願いします。
Q 10 仕事の依頼は断ることは可能ですか。	A 10 当番業者は、現地機関から道路維持補修工事等の依頼を別に受けたことにより、土木施設小規模補修工事取扱要領に基づく依頼を受けることができない場合は、辞退することができます。 ただし、この他の理由により、年度内に2回辞退した業者は、その年度内で次回以降の当番登録は無効となります。また、次年度の当番表に登録しません。 なお、他の入札とは関係はありません。
Q 11 入札参加停止中は応募できませんか。	A 11 応募できます。ただし、入札参加停止期間中は受注できません。
Q 12 登録期間中に経営事項審査の有効期限が切れた場合はどうなりますか。	A 12 経営事項審査の有効期間が切れた場合には工事の受注ができません。建設事務所に連絡をお願いいます。
Q 13 登録期間中に応募条件を満たさなくなった場合はどうなりますか。	A 13 応募条件を満たさなくなった場合には工事の受注ができません。建設事務所に連絡をお願いします。
Q 14 登録期間中に、夜間連絡先、資材等の保有状況等を変更する場合は、どのように行うのですか。	A 14 別紙-1、別紙-1付表等に変更箇所が分かるように記載し、当番登録を申請した建設事務所へ提出をお願いします。
Q 15 総合評価落札方式の価格以外の評価における加点はどうなるか。	A 15 令和4年3月をもって総合評価落札方式における小規模補修工事当番登録又は施工体制確認型契約を締結している者（JVの構成員）への加点は原則廃止しています。なお、災害時応急活動を行った者への加点は継続しています。
Q 16 現行の当番登録の有効期限は3年間であるが、次年度以降、取り止め、又は新たに申請することはできないか。	A 16 現行の当番登録の有効期限は3年間であるが、新規募集及び当番登録の解除は年度毎に行います。